

芦屋大学論叢 第83号  
(令和7年3月21日)抜刷

《研究ノート》

## 日本語教育機関における課題の一考察

—令和6年度1回目の認定日本語教育機関の申請結果を踏まえて—

本 田 航 平  
松 本 達 也  
藤 本 光 司



## 《研究ノート》

### 日本語教育機関における課題の一考察

—令和6年度1回目の認定日本語教育機関の申請結果を踏まえて—

本 田 航 平 (1)

松 本 達 也 (2)

藤 本 光 司 (3)

(1) ACS 国際文化学院

(2) 芦屋大学臨床教育学部特任教授

(3) 芦屋大学大学院教育学研究科教授

#### 1. はじめに

文部科学省によれば、2023年11月1時点で、国内における日本語教育実施機関<sup>1)</sup>・施設等数は2,727、日本語教師等数は46,257人、日本語学習者数は263,170人となっている<sup>2)</sup>。「出入国管理及び難民認定法」の改正により在留資格が整備された翌年の1990年度と比較すると、日本語教育実施機関・施設等数は3.3倍に、日本語教師等の数は5.6倍に、日本語学習者数は4.3倍にいずれも増加している<sup>3)</sup>。

一方、国内の日本語教育機関における日本語教育の質に関する共通の指標が存在せず、日本語学習者や外国人を雇用する企業や地方公共団体等では、日本語教育の水準を確認することが困難な状況が指摘されていた。また、日本語教育の担い手である、日本語教育に関する知識及び技能等の専門性を有する人材の養成・確保が重要な課題となっていた<sup>4)</sup>。

こうした背景を受け、政府は日本語教育機関の評価制度及び資格制度の詳細について検討することを目的とした日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を2022年5月から8回に亘って開催した<sup>5)</sup>。

その結果、2023年5月26日に、日本語教育機関の教育内容などを国が審査・認定する制度を定めた日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「日本語教育機関認定法」）が国会で可決・成立した（一部を除き2024年4月1日施行）<sup>6)</sup>。

本法律では、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的としたものであり、日本国内の日本語教育機関を文部科学省が認定すること、日本国内の日本語教育機関で働く日本語教師を文部科学省が認定することを定めている<sup>7)</sup>。

本稿では、文部科学省による日本語教育機関の認定制度に焦点を当てて論じる。これまでの日本語学校の設置や運営の認可体制を調査し、日本語教育機関認定法の施行の背景について整理する。そして、2024年5月の日本語教育機関認定法の施行後初となる認定日本語教育機関の申請の結果を踏まえて、日本語教育機関における課題を考察することを目的とする。

## 2. 日本語教育機関の認可体制

### 2.1 認可体制の変遷

我が国の日本語教育機関の認可体制については、1983年の「留学生受入れ10万人計画（以下、「10万人計画」）」<sup>8)</sup>により、政府が正式に留学生誘致を開始する。これに伴い、日本語教育機関に関する設置の審査や許可の体制も整備される。本節では、認可制度の誕生前から日本語教育機関認定法が制定されるまでの変遷をたどる。

#### 2.1.1 認可制度誕生の背景

政府は、留学生政策については、我が国の留学生受入れ数が先進諸国の中にあって際立って少ないことなどを背景に、1983年8月に「21世紀への留学生政策に関する提言」を発表し、21世紀初頭には海外からの留学生を10万人に増やすことが明記した<sup>9)</sup>。

同年には留学生に対するアルバイトが解禁され、翌年の1984年には、在留資格の申請を入学予定の日本語学校が保証人となり、本人の代理での申請が可能となった<sup>10)</sup>。

日本語教育施設における学習希望者が急激に増加したが、当時は日本語教育機関の設立や運営について、具体的な基準が示されていなかったこともあり、教育水準や経営に問題があると指摘されるものも見受けられていた。加えて、急速な留学生増加により混乱やトラブルが発生したこともあり、政府は1988年に、文部省が「日本語教育施設の運営に関する基準」を発表した<sup>11)</sup>。

翌年の1989年には、我が国における日本語教育施設の質的向上を図るため、必要な事業を実施し、もって外国人に対する日本語教育の振興に貢献することを目的として、任意団体の日本語教育振興協会（以下、「日振協」）を発足した。1990年には文部省、法務省、外務省の財団法人設立許可を受けることとなった。日振協は、日本語教育機関の代表として、各省庁の検討会等にて、国の政策形成に対し働きかけを行うほか、日本語学校の適格性の審査や認定を行うこととなった<sup>12)</sup>。

#### 2.1.2 日本教育振興会による認可

日振協が設立された同年には入管法が改正され、日本語教育機関に在籍する学生の在留資格「就学」が創設された。また、日本語教育機関は「法務大臣が告示で定めた日本語教育施設」と明記され、審査基準を満たすと、「法務省告示機関」（以下、「告示機関」）としての日本語学習を在留根拠とする在留資格「就学」発給の対象となった<sup>13)</sup>。

1996年には、法務省が入国在留方針を見直したことで、入国審査時の保証人制度を廃止したことや、在留資格「就学」の在留期間を6カ月から1年に延長した。また、2000年には「過去1年間の不法残留率が5%以内である」等の一定条件を満たした日本語教育機関を「適正校」と位置づけ、在留資格の申請時の提出書類を削減と在留期間も1年間とする方針を開始した。これに伴い、留学生は増加し、2003年「10万人計画」が達成された<sup>14)</sup>。

2008年には、福田康夫首相（当時）が施政方針「新たに日本への留学生30万人計画（以下、「30万人計画」）を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進める」と表明した<sup>15)</sup>。

留学生の増加が見込まれる中、課題も山積していた。例えば、朝山（2023）が指摘しているように、日振協は国の機関ではなく財団法人であるため、日本語教育機関に対する国の責任や日本社会の中での地位な

どは明確化されていなかった<sup>16)</sup>。結果、日本語教育機関が国の財政面をはじめとする公的支援の対象となり得ず、留学生からの学費のみを収入源とするビジネスモデルが確立された。これにより、留学生が在留期間中にアルバイトをしなければ学費や生活費の捻出が難しいなどの問題や、日本語教師の待遇や立場の改善が進まないことにも影響している<sup>17)</sup>。

### 2.1.3 日本語教育機関の告示基準による認可

2010年に、日本語教育機関の審査や認定を行ってきた、日振協は事業仕分け<sup>18)</sup>によって、審査・認定事業が廃止された。主な廃止の理由は、民間法人の審査や認定を法務省が告示の参考とするという制度設計に対して、疑問の声が挙がっていたことである。その結果、日振協加盟校の脱退に加えて、日振協に加盟しない新設校が相次ぐなど、日本語教育機関全体を統括する団体が存在せず、教育の質的保証が難しい状況となった<sup>19)</sup>。

その後の日本語教育機関の審査や認定については、法務省入国管理局（当時）が行うこととなった。新たに日本語教育機関を設置する場合、法務省が申請の窓口であった。施設や設備、教具等についてはもちろん、教育内容についても文部科学省が調査やヒアリングなどの確認を行うが、最終的な審査については、法務省が担う制度である<sup>20)</sup>。

2016年には、日本語教育機関の質の向上や適正化を目指し、日本語教育機関の告示基準（以下、「告示基準」）が改定され、日振協時代の旧基準により設置された日本語教育機関は2018年11月までに新基準に合致すること求められた<sup>21)</sup>。

## 2.2 日本語教育機関認定法

2023年5月26日に、日本語教育機関認定法が国会で可決・成立し、一部を除き2024年4月1日施行となった。本法律では、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを国が認定する制度（以下、「認定制度」）と日本語教育機関において日本語教育を行う者に国家資格を設けることが定められた。本説では、認定制度についての、本法律の背景や本法律の概要、認定制度の内容（以下、「認定基準」）について告示基準と比較して整理する。

### 2.2.1 施行の背景

日本語教育機関を大別すると、大学等機関と一般の施設及び団体（地方公共団体、教育委員会、国際交流協会、告示機関、その他）となる（[表1] 参照<sup>22)</sup>）。

一般の施設及び団体では、告示機関は法務省が設置にあたり審査や認定を行っているものの、告示機関以外の日本語教育機関については、国が審査する仕組みはなく、各機関の日本語教育の水準を確認することが困難な状況にある。また、告示機関についても、教育的な観点からの質の確認・担保に課題が指摘されていた<sup>23)</sup>。

加えて、日本語教師についても、告示基準では、法律に直接規定されているものではなく、資質や能力を証明する公的な資格制度もないことから、教育の質が担保された仕組みではないと指摘していた<sup>24)</sup>。実際、告示基準における教員の要件の一つには、学士の学位を有する場合は、日本語教育に関する研修を420単位時間以上受講及び修了する者も認められている。

こうした背景から、政府は日本語教育機関の評価制度及び資格制度の詳細について検討することを目的とした日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を2022年5月から8回に亘って開催し、2023年5月26日に、日本語教育機関認定法の可決・成立に至ったのである<sup>25)</sup>。

〔表1〕日本語教育機関の区分

| 大別標記      | 主な機関                                                                          |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 大学等機関     | 大学・大学院（国立，公立，私立）                                                              |
|           | 短期大学（公立・私立）                                                                   |
|           | 高等専門学校（国立，公立，私立）                                                              |
| 一般の施設及び団体 | 地方公共団体                                                                        |
|           | 教育委員会                                                                         |
|           | 国際交流協会                                                                        |
|           | 告示機関                                                                          |
|           | その他（特定非営利活動法人，学校法人・準学校法人，株式会社・有限会社，社団法人・財団法人〈一般・公益を問わず社団法人・財団法人〉，その他の法人，任意団体） |

（出所）文化庁『日本語教育実態調査－令和5年度 結果の概要－』の機関・施設等の区分より作成

## 2.2.2 法の概要

日本語教育機関認定法の第一条には、『この法律は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育（以下「日本語教育」という。）を行うことを目的とした課程（以下「日本語教育課程」という。）を置く教育機関（以下「日本語教育機関」という。）のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設し、かつ、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めることにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的とする。』<sup>26)</sup>と定められている。内容としては、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度と、認定日本語教育機関の教員の資格を創設することが記されている<sup>27)</sup>。

本法律において、認定を受けることの効果は、文部科学大臣が定める表示を付すること可能となる点だ。生徒募集を行う際に用いることができるほか、文部科学大臣が認定日本語教育機関の情報を多言語でインターネットの利用等により公表も行う。これらによって、日本語教育機関にとっては、募集対象者から大きな信用を得られるという大きなメリットがあると同時に、入学を検討している留学生にとっても安心材料になると推察される<sup>28)</sup>。

告示基準の課題として挙げられていた、質の保証については、自己点検評価の実施及び公表、文部科学大臣に対する定期報告等が義務付けられているため、改善が期待できる。また、日本語教育機関の設置者に対し、報告徴収・勧告・命令を行うことができるほか、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合、欠格事由に該当する場合、文部科学大臣の命令に違反した場合、登録日本語教員以外の者に日本語教育課程を担当させた場合等には、文部科学大臣はその認定を取り消すことができると定められている<sup>29)</sup>。

## 2.2.3 告示基準との比較

告示基準と認定基準の概要は、[表2]のとおりである。

[表2] 日本語教育機関の告示基準と認定基準の比較

|           | 法務省告示機関                                                                                                                                                                | 認定日本語教育機関（留学）                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的       | 在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示                                                                                                                                               | 日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育                                                                                 |
| 認定等の主体    | 国（法務大臣）                                                                                                                                                                | 国（文部科学大臣）                                                                                                                              |
| 設 置 者     | ①国，地方公共団体<br>②その他（経営に必要な経済的基盤・識見を有する者，欠格事由あり）                                                                                                                          | ①国，地方公共団体，独立行政法人，国公立大学法人，地方独立行政法人<br>②その他（経営に必要な経済的基盤・知識等を有する者，欠格事由あり）                                                                 |
| 対 象 機 関   | 専修学校，各種学校，その他                                                                                                                                                          | 大学別科等，専修学校，各種学校，その他教育施設                                                                                                                |
| 主な対象生徒    | 留学生                                                                                                                                                                    | 留学生                                                                                                                                    |
| 修 業 年 限   | 1年以上（特に必要と認める場合には6か月以上）                                                                                                                                                | 1年以上（一定の要件を満たす場合には6か月以上）                                                                                                               |
| 授 業 時 間 数 | 年間760単位時間以上                                                                                                                                                            | 年間760単位時間以上                                                                                                                            |
| 教 育 課 程   | 専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの                                                                                                                                            | ①CEFRのB2以上目標の課程を1つ以上置く<br>②課程の目的・目標，生徒の日本語能力に応じ適切な授業科目を体系的に開設すること<br>③授業科目はそれを担当する能力のある教員により適切な教材を用いて教授されること<br>④「日本語教育課程編成のための指針」に基づく |
| 生 徒 数     | ①教員数，施設・設備等の条件に応じた適切な数（開設時は100名以内）<br>②同時に授業を受ける生徒数20人以下                                                                                                               | ①教員数，施設・設備等の条件に応じた適切な数（開設時は100名以内）<br>②同時に授業を受ける生徒数原則20人以下                                                                             |
| 教 員 資 格   | 全ての教員が，次のいずれかに該当する者であること<br>①大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者<br>②大学等において日本語教育に関する科目を26単位時間以上修得し，卒業・修了した者<br>③学士を取得し，かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者<br>④日本語教育能力検定試験に合格した者 | 教育課程を担当する教員が登録日本語教員（国家資格）であること<br>①本語教員試験（基礎試験・応用試験）に合格した者<br>②実践研修の修了                                                                 |
| 教 員 数     | ①定員20人に1人以上（最低3人）<br>②定員40人に専任1人以上（最低2人）<br>③主任教員を1人配置すること                                                                                                             | ①課程収容定員20人に1人以上（最低3人）<br>②課程収容定員40人に本務等教員1人以上（最低2人）<br>③主任教員を1人配置すること                                                                  |
| 校 舎 面 積   | 115㎡を下回らず，かつ，同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上                                                                                                                                     | 115㎡を下回らず，かつ，同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上                                                                                                     |
| 施設・設備等    | ①校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること<br>②教室，教員室，事務室，図書室，保健室等<br>③教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡<br>④机，椅子，黒板，視聴覚教育機器，図書等                                                                | ①校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること<br>②教室，教員室，事務室，図書室，保健室等<br>③教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡<br>④机，椅子，黒板，視聴覚教育機器，図書等                                |
| 自 己 評 価   | 実施・公表が義務                                                                                                                                                               | 実施・公表が義務                                                                                                                               |
| 第 三 者 評 価 |                                                                                                                                                                        | 審議会による実地視察を実施（第三者評価が努力義務）                                                                                                              |
| そ の 他     |                                                                                                                                                                        | 毎年教育の実施状況について定期報告                                                                                                                      |

（出所）文化庁『日本語教育機関の認定等について』の6頁より作成

大きな変更点としては、認定等の主体が法務省から文部科学省へ移行したことが示すように、日本語教育の質の向上を目指している点である<sup>30)</sup>。

告示基準では、専修学校が設置する日本語教育課程や各種学校、その他の機関のみが対象であったが、認定基準では大学の別科<sup>31)</sup> も含まれるなど、日本語教育機関全般を教育行政の一つとして位置づけている<sup>32)</sup>。

例えば、授業科目では、「専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの」といった漠然とした基準しか設けられていなかった告示基準に対して、認定基準では CEFR<sup>33)</sup> の B2 以上の課程を 1 つ以上置くことが要件となっている<sup>34)</sup>。

教員の要件についても、日本語教育機関認定法で定められた日本語教員試験（基礎試験及び応用試験）と実践研修を修了する必要がある。国家資格を設けることで、教育の質の向上が期待される。

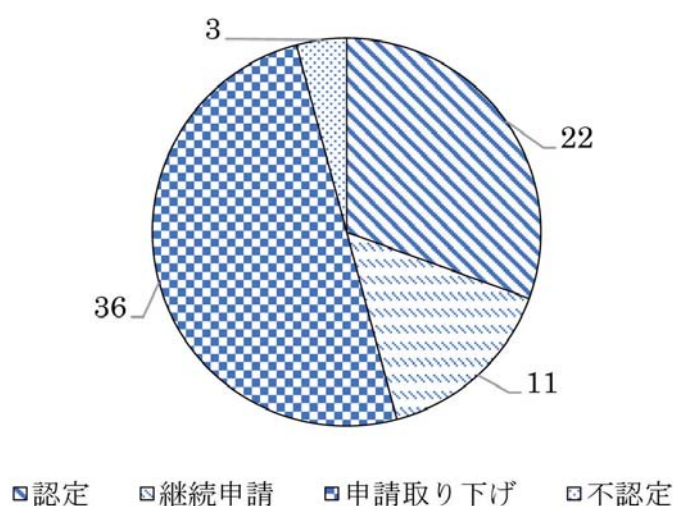
しかし、二子石（2024）が指摘するように、告示基準での教員資格での問題点や反省点が不明な状態で国家資格化を進めていることを踏まえると、形式だけの変更になる可能もある<sup>35)</sup>。

### 3. 令和 6 年度 1 回目の認定日本語教育機関の申請

#### 3.1 申請状況の概要

認定制度創設後初となる令和 6 年度 1 回目の認定日本語教育機関の申請（以下、「1 回目申請」）では、2024 年 5 月に申請が行われた。審査では、様々な分野の日本語教育の専門家を迎えた認定日本語教育機関審査会を設けられ、申請内容が認定基準を満たしているかの判断や、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関であるかどうかを確認する審査が行われた<sup>36)</sup>。

同年 10 月にはその結果が公表され、申請機関総数が 72 件に対し、認定とした日本語教育機関は 22 件であり、債務超過や校地・校舎が自己所有でないなどの明らかに認定基準を満たさないものだけでなく、教育課程の内容が不十分と判断されたものも不認定や申請取り下げの対象となった（〔図 1〕参照<sup>37)</sup>）。



〔図 1〕 令和 6 年度 1 回目の認定日本語教育機関の申請結果

（出所）文部科学省『認定日本語教育機関の認定結果』より作成

### 3.2 申請結果から見る日本語教育機関の課題

1 回目申請では、認定とした 22 の日本語教育機関のうち、21 の機関に対しての「留意事項」と、不認定となった 3 の日本語教育機関は「基準を満たしていないと判断された項目」がそれぞれ公表された。それらについて〔表 3〕で項目ごとに整理した<sup>38)</sup>。

〔表 3〕令和 6 年度 1 回目の認定日本語教育機関の申請時の  
留意事項と基準を満たしていないと判断された項目別集計表

|                                               | 認定校 | 不認定校 | 合計 |
|-----------------------------------------------|-----|------|----|
| 日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する<br>(法人の場合、経営を担当する役員) | 5   | 1    | 6  |
| 日本語教育課程の内容、授業科目、授業の評価                         | 10  | 2    | 12 |
| 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修                      | 9   | 3    | 12 |
| 修了の要件                                         | 3   | 3    | 6  |
| 学則                                            | 5   | 0    | 5  |
| 校長                                            | 2   | 0    | 2  |
| 校長と主任教員を同じ者が担当する場合                            | 1   | 0    | 1  |
| 副校長                                           | 1   | 0    | 1  |
| 主任教員                                          | 3   | 3    | 6  |
| 事務を統括する職員                                     | 0   | 1    | 1  |
| 生活指導担当                                        | 0   | 1    | 1  |
| 入学者の日本語能力等の確認                                 | 4   | 1    | 5  |
| 入学者の募集                                        | 6   | 0    | 6  |
| 点検・評価及び結果を公表するための体制の整備                        | 2   | 2    | 4  |
| 帳簿の備付け等                                       | 1   | 0    | 1  |
| 災害等の場合の転学支援等                                  | 3   | 0    | 3  |
| 学習上の支援体制                                      | 1   | 0    | 1  |

(出所) 文部科学省『令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧』より作成

まず、全体をとおして最も多かった項目は、「日本語教育課程の内容、授業科目、授業の評価」と「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修」についてである。いずれも、日本語教育機関認定法施行にあたり、教育的な観点からの質の確認・担保に課題があったことから、審査において重視されたと推察する。

「日本語教育課程の内容、授業科目、授業の評価」は、認定を受けたおおよそ半数の 10 機関が、評価の方法を中心に運営後に留意することが求められている<sup>39)</sup>。

「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修」は、日本語教育機関認定法により、教員に対して公的な資格制度を設けているが、資格取得後にも教育の質の担保を継続する必要があるため、適切な研修体制の確立を促している<sup>40)</sup>。

次に「経営を担当する役員」、「修了の要件」、「入学者の募集」が、それぞれ 6 機関を対象に留意事項等として挙げられている。

「経営を担当する役員」に対しては、日本語教育推進法、日本語教育機関認定法等の関連法令への理解を深めることをはじめ、学内の人事体制なども考慮することを求めている。膨大な授業数を持つ教員や役職を兼務する教員を雇用した人事体制では、一人あたりの負担が大きく、教育の質の保証が難しいと判断している<sup>41)</sup>。

「修了の要件」は、生徒の進路にも影響を与えるため、授業内容や評価方法を踏まえて適切に設定することを求める意見が多い。不認定となった3機関はいずれも指摘の対象となっている<sup>42)</sup>。

「入学者の募集」については、教育機関独自の教育課程の目標・目的に一致した入学希望者を募集できる体制の整備を求めている。取り扱うカリキュラムの概要や卒業後の進路を予め公表しておくことで、ミスマッチを防ぐことができるとして、「入学者の日本語能力等の確認」と併せて見直しを促しているケースもある<sup>43)</sup>。

1回目申請では、継続審査や申請の取り下げを行った47の日本語教育機関については、留意事項等は公表されていないが、中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見でも、認定校や不認定校の留意事項等と近しく、教育の質の保証やそのための体制の整備について指摘されていた<sup>44)</sup>。

#### 4. おわりに

日本語教育機関認定法の施行では、日本語教育機関と日本語教育機関の教員に認定制度を設け、教育的な観点からの質の保証を目指している。認定等の主体を法務省から文部科学省へ移行した、設置の審査においても、日本語教育課程の内容、授業科目、授業の評価を重視している傾向が見られた。

これらを踏まえ、本研究では、日本語教育機関の課題として次の2点が明らかとなった。

1点目は、教育の質を保証した教育体制の確立である。日本語教育機関が設定している目的や目標に沿った、授業科目を設定することはもちろん、それらを適切に実行や評価する体制の整備が求められている。留意事項等でも、授業科目に対する指摘だけでなく、評価の対象や方法についても改善を促していた。人事の交代などが生じた場合にも、影響が出ない教育体制の確立が重要であると考えられる。

これらを実現するためには、留意事項等でも挙げられていた、研修を活用することも必要である。内部研修で学校独自の教育体制の継承や改善につなげることはもちろん、外部研修も積極的に参加することで、教員の質が向上し、教育の質の保証につながると考察する。

2点目は、日本語教育機関の資金力である。1点目の課題を解消するためには、人材や設備を整える必要がある。日本語教育機関の収入の大部分は、生徒の学費等であるのに対し、認定基準では、校地・校舎が設置者の自己所有となっている必要があり、この費用に人件費や設備費も捻出しなければならないため、資金面の負担は大きい。特に新規設立の機関や開校間もない機関での経営は苦しいことが推察される。

文部科学省の令和6年度補正予算案には、認定日本語教育機関活用促進事業の関連費用4億円を計上するなど、資金援助の動きも見られるが、ある程度の資金力を備えておく必要があるといえる<sup>45)</sup>。

以上の2点を解消することが、よりよい日本語教育機関の運営の実現につながると考える。

## 注及び参考文献

- 1) 日本語教育機関：日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育を行うことを目的とした課程を置く教育機関（「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）—第一章 総則（目的）第一条」，e-Gov 法令検索：[https://laws.e-gov.go.jp/law/505 AC 00000000041](https://laws.e-gov.go.jp/law/505%20AC%20000000041)，2024 参照）。
- 2) 「令和 5 年度 日本語教育実態調査結果（全文）」，文部科学省：  
[https://www.mext.go.jp/content/20241101-mxt\\_chousa 01-000038170\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241101-mxt_chousa%2001-000038170_02.pdf)，2024
- 3) 「令和 5 年度 日本語教育実態調査結果（全文）」，文部科学省：前掲注 2）。
- 4) 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）案」，文化庁：  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo\\_kyoin/pdf/93823601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/pdf/93823601_01.pdf)，2023
- 5) 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）案」，文化庁：前掲注 4）。
- 6) 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要」，文部科学省：  
[https://www.mext.go.jp/content/20240321-ope\\_dev 02-000034780\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240321-ope_dev%2002-000034780_1.pdf)，2024
- 7) 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要」，文部科学省：前掲注 6）。
- 8) 「留学生政策に関する各種提言等」，文部科学省：  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo 4/007/gijiroku/030101/2-2.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo%204/007/gijiroku/030101/2-2.htm)，2002
- 9) 「留学生政策に関する各種提言等」，文部科学省：前掲注 8）。
- 10) ぐる一ぶ赤かぶ：あぶない日本語学校 アジアからの就学生，253 頁，新泉社，1989。
- 11) 「今後の日本語教育施策の推進について —日本語教育の新たな展開を目指して—6 日本語教育施設について」，文化庁：[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku\\_suishin/nihongokyoiku\\_tenkai/hokokusho/2\\_6/](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_suishin/nihongokyoiku_tenkai/hokokusho/2_6/)，1999
- 12) 「日本語教育振興協会における日本語教育の取組の現状と課題」，文化庁：  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo\\_suishin/02/pdf/siryou\\_4.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin/02/pdf/siryou_4.pdf)，2012
- 13) 二子石優：「1990 年体制」成立を境にした日本国内の日本語学校の変移」，一橋大学国際教育交流センター紀要（1），pp. 55-68，2019。
- 14) 二子石優：「日本語学校の歴史的変遷とこれから」，東洋大学国際教育センター紀要（2），pp. 3-21，2024。
- 15) 『『留学生 30 万人計画』の骨子とりまとめの考え方』，文部科学省：  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo 4/houkoku/attach/1249711.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo%204/houkoku/attach/1249711.htm)，2008
- 16) 朝山洋樹：「日本語教育と日本語学校のこれまで —法務省に告示された日本語学校に注目して—」，立命館産業社会論集（59），pp. 223-242，2023。
- 17) 二子石優：前掲書 14）。
- 18) 事業仕分け：行政刷新会議において，独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業を取り上げ，予算面にとどまらず，事業の必要性，有効性，効率性，緊要性や，誰が事業を実施する主体として適当かといったことについて検証すること（「資料 3 事業仕分けについて（独立行政法人・公益法人）」，文部科学省：  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu 8/009/gijiroku/attach/1293033.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu%208/009/gijiroku/attach/1293033.htm)，2024 参照）。
- 19) 二子石優：前掲書 14）。
- 20) 朝山洋樹：前掲注 16）。
- 21) 「日本語教育機関の告示基準」，法務省：<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005392.pdf>，2016
- 22) 「令和 5 年度 日本語教育実態調査結果（全文）」，文部科学省：前掲注 2）。
- 23) 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）案」，文化庁：前掲注 4）。
- 24) 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）案」，文化庁：前掲注 4）。
- 25) 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）案」，文化庁：前掲注 4）。
- 26) 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」，e-Gov 法令検索：  
[https://laws.e-gov.go.jp/law/505 AC 00000000041](https://laws.e-gov.go.jp/law/505%20AC%20000000041)，2024

- 27) 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」, e-Gov 法令検索 : 前掲注 26).
- 28) 「【資料 3】日本語教育機関の認定等について」, 文部科学省 :  
[https://www.mext.go.jp/content/231201-mxt\\_syogai\\_03-000032945\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/231201-mxt_syogai_03-000032945_3.pdf), 2023
- 29) 「【資料 3】日本語教育機関の認定等について」 文部科学省 : 前掲注 28).
- 30) 「【資料 3】日本語教育機関の認定等について」 文部科学省 : 前掲注 28).
- 31) 別科 : 簡易な程度における特別の技能教育を施す目的で設置できる大学別科のうち, 主に外国人留学生への準備教育を主として設置されるものを一般に留学生別科 (別科) と称する (「留学生別科について」, 文部科学省 : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1370888.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1370888.htm), 2024 参照).
- 32) 「【資料 3】日本語教育機関の認定等について」 文部科学省 : 前掲注 28).
- 33) CEFR : ヨーロッパ言語共通参照枠であり, 語学能力を 6 段階 (下から A 1, A 2, B 1, B 2, C 1, C 2) で評価する国際的な基準 (「日本語教育の参照枠」の概要, 文化庁 :  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/r\\_05\\_boshu/pdf/93841301\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/r_05_boshu/pdf/93841301_04.pdf), 2024 参照).
- 34) 「【資料 3】日本語教育機関の認定等について」 文部科学省 : 前掲注 28).
- 35) 二子石優 : 前掲書 14).
- 36) 「認定日本語教育機関の認定結果」, 文部科学省 :  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/1420729\\_00017.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/1420729_00017.htm), 2024
- 37) 「認定日本語教育機関の認定結果」, 文部科学省 : 前掲注 36).
- 38) 「令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧」, 文部科学省 :  
[https://www.mext.go.jp/content/20241030-mxt\\_nihongo\\_01-000038503\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241030-mxt_nihongo_01-000038503_1.pdf), 2024
- 39) 「令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧」, 文部科学省 : 前掲注 38).
- 40) 「令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧」, 文部科学省 : 前掲注 38).
- 41) 「令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧」, 文部科学省 : 前掲注 38).
- 42) 「令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧」, 文部科学省 : 前掲注 38).
- 43) 「令和 6 年度 1 回目認定日本語教育機関の認定結果一覧」, 文部科学省 : 前掲注 38).
- 44) 「中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見」,  
文部科学省 : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1246441\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441_00006.htm), 2024
- 45) 「令和 6 年度文部科学省関係補正予算事業別資料集」, 文部科学省 :  
[https://www.mext.go.jp/content/20241129-ope\\_dev\\_02-000031627\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241129-ope_dev_02-000031627_2.pdf), 2024